



山形県公報

令和5年7月21日(金)
第423号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……771
- 地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……773
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……774
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画の変更の案の縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……775
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……同
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……776
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……778
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……779
- 同……………(同) ……780

正 誤

告 示

山形県告示第550号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内たがわ農業協同組合
代表理事組合長 海藤 喜久男
鶴岡市上藤島字備中下3番の1
- (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
庄内たがわ農業協同組合 代表理事組合長 太田 政士 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	庄内たがわ農業協同組合 代表理事組合長 海藤 喜久男 鶴岡市上藤島字備中下3番の1	令和5年6月21日

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社渡辺商店
代表取締役 渡邊 京子
米沢市御廟三丁目4番17号

(2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
有限会社渡辺商店 取締役 渡邊 京子 米沢市御廟三丁目4番17号	有限会社渡辺商店 代表取締役 渡邊 京子 米沢市御廟三丁目4番17号	令和5年4月22日

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社野川ファーム
代表取締役社長 細谷 浩司
天童市万代1番2号

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
伊藤 博美 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年7月10日
細谷 浩司 玄米	同 左		
岡崎 直人 玄米、そば	同 左		
加藤 宙 玄米	同 左		
山口 敏春 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
深瀬 和浩 飼料用もみ、飼料用玄米			
菊地 輝久 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
鈴木 祐次郎 飼料用もみ、玄米			
村上 大輔 飼料用もみ、玄米、そば	同 左		
阿部 久栄 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
吉田 政宏 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
堀子 陽一 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
管 祐一郎 飼料用もみ、飼料用玄米	同 左		
卯月 博英 玄米	同 左		
林郷 祐大 玄米、そば	同 左		
後藤 竜也 玄米	同 左		
柴田 嘉也 玄米	同 左		

鈴木 翔 玄米	同 左	
長堀 一美 もみ、玄米	同 左	
山口 大地 玄米	同 左	
梅津 和則 玄米	同 左	

山形県告示第551号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和5年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
山 形 市	大字風間及び大字青柳の各一部	令和5年1月18日から令和6年3月29日まで
	大字風間、大字下樫沢、天神台、平田、大字志戸田、大字青野、塔の前、高原町、大字十文字及び大字上樫沢の各一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
米 沢 市	古志田町及び遠山町の各一部	同
鶴 岡 市	谷定の一部	同
酒 田 市	北俣及び北沢の各一部	同
上 山 市	新町一丁目、御井戸丁、湯町、軽井沢一丁目、軽井沢二丁目、元城内、鶴脛町、四ツ谷一丁目、旭町二丁目、新町二丁目及び新丁の各一部	同
長 井 市	今泉の一部	同
天 童 市	大字荒谷、大字高揃、大字長岡、大字芳賀、大字清池、大字北目及び石鳥居の各一部	令和5年3月9日から令和6年3月29日まで
	大字蔵増の一部	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
南 陽 市	宮内の一部	同
高 畠 町	大字高畠及び大字泉岡の各一部	同
白 鷹 町	大字萩野の一部	同
飯 豊 町	大字上原の一部	同

山形県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 解除予定保安林の所在場所

寒河江市大字幸生字小沢頭1496-3から1496-11まで、字ヒカケ1500-7から1500-11まで、1501-2、1501-3、字コヤマキ1252-2から1252-4まで、1252-7、1252-8、1255-2から1255-4まで、1262-3から1262-5まで、1264-2、1264-3、1271-2から1271-4まで、1271-7から1271-9まで、1272-2から1272-4まで、1500-2から1500-4まで、1504-2から1504-4まで、字上の山1753-13から1753-18まで、字岩井沢1533-2から1533-4まで、1534-2から1534-4まで、1536-3から1536-5まで、1538-2から1538-4まで、1539-2から1539-4まで、1540-2から1540-4まで、字ウスナ沢1530-2から1530-5まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 保安林解除の理由

用排水路用地とするため

山形県告示第553号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

酒田河川国道事務所管内（最上川16.0k～30.8k）
（酒田市竹田～最上郡戸沢村古口）

2 公共測量を実施する期間

令和5年7月4日から同年12月22日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測深）

山形県告示第554号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類

鶴岡都市計画区域、余目都市計画区域及び三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年7月21日から同年8月4日まで
- (2) 場 所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所、庄内町役場及び三川町役場

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第555号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鶴岡都市計画道路
(2) 名称 3・5・1号蛾眉橋豊浦線、3・5・5号道形黄金線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・5・1号蛾眉橋豊浦線
イ 追加する部分 鶴岡市錦町、新形町
ロ 削除する部分 鶴岡市新形町、上畑町
(2) 3・5・5号道形黄金線
イ 追加する部分 鶴岡市錦町、新形町、上畑町、若葉町、泉町
ロ 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年7月21日から同年8月4日まで
(2) 場所 県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに鶴岡市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第556号

次の開発行為は、完了した。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和5年2月7日 指令村総建第349号

2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2092番13、2092番14、2092番18、2092番19、2092番20

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

東村山郡中山町大字長崎6210番地の1 株式会社総合葬祭天国社

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年7月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

道路標識標示管理システム専用プログラム及び電子計算機の賃貸借並びに保守 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部交通規制課安全施設係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110

3 落札者を決定した日 令和5年5月30日

4 落札者の名称及び所在地

アトミクス株式会社 東京都板橋区舟渡三丁目9番6号

5 落札金額

4,682,700円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年4月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和5年5月から同年6月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年7月21日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関15箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
東 京 事 務 所	令和5年5月31日	松田委員	—
農業総合研究センター水田農業研究所	令和5年6月8日	松田委員	—
農業総合研究センター畜産研究所	令和5年6月8日	海老名委員	—
農業総合研究センター養豚研究所	令和5年6月8日	海老名委員	—
村 山 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月8日	松田委員	—
置 賜 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月8日	松田委員	—
酒 田 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月8日	海老名委員	—
大 阪 事 務 所	令和5年6月19日	奥山委員	松田委員
名 古 屋 事 務 所	令和5年6月19日	高橋委員	海老名委員
病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所	令和5年6月19日	奥山委員	松田委員
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	令和5年6月19日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	令和5年6月22日	高橋委員	海老名委員

河 北 病 院	令和5年6月22日	高橋委員	—
港 湾 事 務 所	令和5年6月23日	奥山委員	松田委員
こころの医療センター	令和5年6月23日	奥山委員	松田委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 農業総合研究センター水田農業研究所

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

一般需用費（作業手袋等）

検査日 令和4年4月27日
 請求書受理日 令和4年8月24日
 支払日 令和4年8月31日
 支出額 65,418円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 5件 合計395,737円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（肥料等）

検査日 令和4年6月9日
 請求書受理日 令和4年8月17日
 支払日 令和4年8月31日
 支出額 84,720円

ロ 農業総合研究センター畜産研究所

(イ) 前年度の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

- a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 1件
 農業公所生産物売払収入（黒毛和種体外受精卵の販売収入）

調定すべき日 令和4年10月7日
 調定日 令和4年12月7日
 調定額 198,000円

- b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 1件
 農業公所生産物売払収入（黒毛和種体外受精卵の販売収入）

調定すべき日 令和4年11月4日
 調定日 令和4年12月7日
 調定額 9,900円

ハ 農業総合研究センター養豚研究所

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前回監査で指導された事項について、改善されていない等、内部けん制が的確に機能していないため、事務執行体制の改善が必要と認められるもの

- a 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの 1件
 農業公所生産物売払収入（種豚売払い）

納期限 令和4年6月21日

納入日 令和4年7月15日

金 額 130,900円

b 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円未満のもの 2件 合計 5,200円

主な事例は以下のとおり

農業公所生産物売払収入（精液売払い）

納期限 令和4年4月25日

納入日 令和4年6月16日

金 額 2,600円

ニ 村山電気水道事務所

(イ) 財産の管理が適切でないもの

(内容)

行政資産の使用許可に係る申請に対し、使用許可を行わないで使用させているもの 1件

使用する財産 管理棟

使用目的 冷涼飲料水自動販売機設置

使用期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収 入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（農業総合研究センター水田農業研究所）

ロ 支 出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（置賜電気水道事務所）

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に工事代金等の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（村山電気水道事務所）

ハ 契 約

(イ) 業者の選定・決定が適切でないもの（河北病院）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和5年6月13日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年7月21日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
上山高等養護学校	工事・物品購入等の分割が適切でないもの	工事の発注単位に関しては、明確な基準がなく、当該事務に関わる職員が認識違いにより判断を誤る可能性があることから、疑義が生じる可能性がある場合には、会計課等に判断・指示を仰ぎ、発注時の判断誤りを無くし、適正な事務の執行に努めることとする。

山形中央高等学校	収入事務が適切でないもの	授業料の減免申請に必要となる休学する生徒及び減免申請書の受理状況等に関する管理表を作成し、事務室内で共有する。事務部長は定期的に進捗状況を確認し、必要に応じて担当者に処理を促すことにより、事務の遅延を防止する。
	契約の締結又は履行が適切でないもの	建設工事の事務処理に関するチェックシートを作成し、担当者が必要な事務を確実に実施できるようにする。また、入札や契約締結時の決裁過程において、他の職員もチェックシートにより契約保証金の徴取等の必要な事務実施状況等を確認し、確実に事務を執行する。
新庄北高等学校	執行管理体制が適切でないもの	業者との合意に基づき、契約内容に沿った期間ごとの支払いをしていない業務に関しては、実態に合わせた契約内容に変更し、支払遅延をなくす。 なお、通常のパイメントに関しては、請求書等を事務室内の専用箱に入れて共同で保管し、支出スケジュールの一覧表を事務室内で共有する等により、請求書の催促失念による支払遅延を防止している。
	前年度会計の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの	「旅費事務進捗管理シート」により旅費事務の進捗状況を事務室内で共有しているが、さらに、校長のマネジメントの下、教職員の旅行命令簿作成等が遅れないよう、毎回の職員会議で周知徹底し、教職員の意識を高める。最上校については、随時、本校事務職員と旅費事務の進捗状況等について情報を共有し、必要に応じてサポート等を行うことにより、旅費の支給遅延を防止する。
	支出事務が適切でないもの	最上校について、本校事務職員と随時、支払事務だけでなく、その他の業務の進捗状況等についても情報を共有し、不測のトラブルを事前に察知するよう努めるとともに、必要に応じてサポート等を行うことにより、支払遅延を防止する。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年7月21日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新庄病院改築整備 生理検査システム更新等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院事務部医事経営相談課医療情報・DX推進係
新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和5年5月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社シバタインテック山形支店 山形市南館西14番11号
- 5 落札金額 49,197,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年3月31日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年7月21日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新庄病院改築整備 臨床検査システム更新等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院事務部医事経営相談課医療情報・DX推進係
新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和5年5月12日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社南部医理科山形営業所 山形市飯田三丁目2番9号
- 5 落札金額 52,800,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年3月31日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 5. 6. 27	第416号	682	下から6	1年又は2年	2年